

社会福祉法人 交楽会 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年3月1日～令和10年2月28日までの5年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、産休中・育休中の社会保険料免除、子の看護休暇など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和5年3月～ 育児休業に関する制度や社会保険給付・手続きなどの問い合わせ窓口を設置し職員が相談しやすい環境をつくる。
- 令和5年5月～ 制度に関するパンフレットを掲示する

目標2：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。
男性社員・・・計画期間中に1人以上取得すること。
女性社員・・・取得率を80%以上にする。

<対策>

- 令和5年3月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、管理職を対象とした研修の実施
- 令和5年5月～ 育児休業の取得希望者を対象とした講習会の実施

目標3：年次有給休暇及び子の看護休暇の取得促進。

<対策>

- 令和5年3月～ 相談窓口設置や、掲示により周知徹底を図る。

目標4：育児休業取得者が職場復帰しやすい環境の整備

<対策>

- 令和5年3月～ 育児休業取得者に対し、随時職場の情報を提供する。
- 令和5年5月～ 職場復帰原則1ヶ月前に職場で面談し、職場の状況を把握してもらうと共に復帰後の業務体制などの相談を行う。